

平成 26 年 5 月 12 日  
健康部生活衛生課

平成 26 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見の募集等

- ( 1 ) 食品衛生法第 64 条第 2 項 ( 国民等の意見の聴取 ) に基づくもの  
周知方法 ねりま区報 ( 1 月 11 日号 ) および区ホームページに掲載。  
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布  
区民情報ひろばでの閲覧  
意見募集期間 平成 26 年 1 月 11 日から 1 月 31 日まで
- ( 2 ) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換  
平成 26 年 1 月 29 日 ( 水 ) に開催。出席者 14 名。

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

- ( 1 ) 意見数 0 件  
( 2 ) 食品衛生推進員会議での意見数 3 件

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応
1	< 食中毒対策について > ・豚肉・鶏肉の生食は絶対しないよう、飲食店の指導をお願いします。	食品等事業者へ食肉を生食する事の危険性について、より一層周知を徹底するとともに、区民に対しても普及啓発に努めます。	P2 1(2)ア 食肉の生食等による食中毒対策	
2	< 区民への情報提供等について > ・食中毒菌やウイルスに対する正しい消毒方法を周知して欲しい。	これまでも消毒方法についてのリーフレット作成や手洗い教室等区民向け講習会を行ってきましたが、今後もより一層積極的に情報提供します。	P4 4(1)ア、イ 区民への情報提供等・媒体による情報提供	
3	< 区民への情報提供等について > ・食中毒等に対する、より効果的な普及啓発を考えて、実施して欲しい。	母親学級や乳幼児健診での配布や、公共施設やスーパー等でのリーフレット配置、ホームページへの情報掲載などの現在の周知方法に加え、新たな情報発信方法等を含めて検討していきます。	P4 4(1)ア 区民への情報提供等・媒体による情報提供	

意見に対する対応

- ：計画案に趣旨が記載済みであり、その旨説明したもの
- ：計画の実施の際に、参考とさせていただくもの
- ：今後、検討を行うもの

3 監視指導計画 ( 別紙 ) の公表

- 3 月下旬 生活衛生課で配布。また、区民情報ひろばに配置。  
4 月 1 日 ねりま区報および練馬区ホームページに掲載。